

Radiata Increase



FP2級
2018 年 9 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



2018年9月 学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年4月1日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、

関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないFPのAさんは、顧客から所得税における医療費控除について相談を受け、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の対象となる医薬品等に関する一般的な説明を行った。
2. 社会保険労務士資格を有しないFPのBさんは、顧客から公的年金の遺族給付について相談を受け、当該顧客が受給できる年金額を計算して解説し、年金の請求手続きを業務として報酬を得て代行した。
3. 司法書士資格を有しないFPのCさんは、顧客から将来の財産の管理を依頼され、当該顧客の任意後見受任者となった。
4. 損害保険募集人の資格を有しないFPのDさんは、戸建て住宅に居住中の顧客から地震保険についての相談を受け、地震による倒壊などの損害を被ったときの一般的な補償内容を説明した。

【答え】

1. 適切。

所得税における医療費控除についての相談を受け、**一般的な説明を行った**際には税理士法には抵触しないため可能です。

2. 不適切

報酬を得て、年金の請求手続きを**代行した場合**には弁護士、社労士資格が必要となります。

FPとして公的年金の受給見込額を計算することは可能です。

3. 適切

任意後見受任者には資格が不要ですので、司法書士資格を有しないFPでも可能です。

4. 適切

損害保険募集人の資格を持っていなくても、損害(地震)保険についての一般的な補償内容を説明することは可能です。

従って、答えは『2』です。

問題 2

後期高齢者医療制度(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する70歳以上のすべての者は、本制度の被保険者となる。
2. 本制度の被保険者の配偶者で年間収入が180万円未満の者は、本制度の被扶養者となることができる。
3. 本制度の保険料は、納付書または口座振替によって納付することとされており、公的年金からの徴収は行われていない。
4. 本制度の被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金(自己負担額)の割合は、原則として、当該被保険者が現役並み所得者である場合は3割、それ以外の者である場合は1割とされている。

【答え】

1. 不適切

後期高齢者医療広域連合とは、各都道府県の市町村が加入する、高齢者の医療を確保する団体で、団体への加入対象者は75歳以上、または65歳以上74歳未満の障害認定を受けた人が対象者です。

2. 不適切

後期高齢者医療制度は扶養という扱いがないため、年間収入に関係なく被扶養者になることはありません。

3. 不適切

後期高齢者医療制度の保険料は原則として年金からの天引き徴収となります。

4. 適切

後期高齢者医療制度の被保険者で、現役並み所得者である場合の自己負担額は3割、それ以外の者である場合は1割です。

従って、答えは『4』です。

問題 3

転職するため退職を検討中のAさん(会社員・40歳)は、雇用保険の失業等給付についてファイナンシャル・プランナーのBさんに相談をした。Bさんが説明した雇用保険の基本手当に関する次の記述の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

雇用保険の基本手当を受給するためには、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して(ア)以上なければなりません。基本手当の受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して(イ)で、受給期間経過後は所定給付日数分の基本手当の支給を受けていないときであっても、その受給資格に基づく基本手当は支給されません。また、基本手当は、離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算して(ウ)に満たない間は支給されず、さらに、正当な理由なく自己の都合によって退職した場合には、その後1ヵ月以上(エ)以内の間に、公共職業安定所長が定める期間は、原則として支給されません。

1. (ア)12ヵ月 (イ)1年間 (ウ) 7日 (エ)3ヵ月
2. (ア) 6ヵ月 (イ)1年間 (ウ)10日 (エ)2ヵ月
3. (ア) 6ヵ月 (イ)2年間 (ウ) 7日 (エ)3ヵ月
4. (ア)12ヵ月 (イ)2年間 (ウ)10日 (エ)2ヵ月

【答え】

【雇用保険】

・雇用保険の受給要件は、離職前の2年間に被保険者期間が12ヶ月以上必要です。

・受給期間は離職日の翌日から起算して1年間。

・受給資格決定日から7日間の待期期間後に支給が開始。

(自己都合退職の場合には7日間の待期期間に最長3ヶ月間の給付制限あり。)

従って、答えは『ア』です。

問題 4

国民年金の保険料に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 第1号被保険者で障害基礎年金または障害等級1級もしくは2級の障害厚生年金を受給している者は、原則として、法定免除の対象となる。
2. 第1号被保険者で一定の大学等の学生である者は、前年の所得(1月から3月までの月分の保険料については前々年の所得)が一定金額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度の適用を受けることができる。
3. 50歳未満の第1号被保険者は、本人および配偶者の前年の所得(1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得)がそれぞれ一定金額以下の場合、保険料納付猶予制度の対象となる。
4. 保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前5年以内の期間に係るものに限るとされている。

【答え】

1. 適切

第1号被保険者で障害基礎年金または障害等級1級もしくは2級の障害厚生年金を受給している者は届け出があれば法定免除で保険料が全額免除されます。生活保護受給者も対象です。

2. 適切。第1号被保険者で、本人の所得が一定以下の学生は、申請によって学生納付制度の適用を受けることができます。

3. 適切。50歳未満の第1号被保険者で、本人および配偶者の前年の所得がそれぞれ一定金額以下の場合、保険料納付猶予制度の対象となります。

4. 不適切。追納することができる保険料は、10年以内の期間に係るものに限るとされている。

従って、答えは『4』です。

問題 5

老齢厚生年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 65歳以降の老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの要件を満たす必要がある。
2. 特別支給の老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あることなどの要件を満たす必要がある。
3. 在職中に受給する老齢厚生年金は、当該被保険者の基本月額および総報酬月額相当額に応じてその一部が支給停止となる場合はあるが、全額が支給停止となることはない。
4. 老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、一定の要件を満たす配偶者または子があり、老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上あることが必要である。

【答え】

1. 不適切。65歳以降の老齢厚生年金の支給要件は、老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヶ月以上あることなどの要件を満たす必要があります。
2. 不適切。特別支給の老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格(10年)を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの要件を満たす必要があります。
3. 不適切。在職中に受給する老齢厚生年金は、在職老齢年金といい、当該被保険者の基本月額および総報酬月額相当額に応じてその一部(減額)、または全額が支給停止となる場合があります。
4. 適切。老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、一定の要件(65歳未満の配偶者、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で障害等級1級、または2級)を満たす配偶者または子があり、老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上あることが必要である。

従って、答えは『4』です。

問題 6

公的年金の遺族給付に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時にその者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす(ア)もしくは「子」に限られる。

- ・ 遺族厚生年金の年金額(中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額を除く)は、原則として、死亡した被保険者の厚生年金保険被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(イ)相当額である。

- ・ 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない40歳以上65歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その遺族厚生年金には(ウ)が加算される。

1. (ア)「子のある配偶者」 (イ)4分の3 (ウ)中高齢寡婦加算額
2. (ア)「子のある妻」 (イ)3分の2 (ウ)中高齢寡婦加算額
3. (ア)「子のある妻」 (イ)4分の3 (ウ)経過的寡婦加算額
4. (ア)「子のある配偶者」 (イ)3分の2 (ウ)経過的寡婦加算額

【答え】

・遺族基礎年金の受給出来る遺族の範囲は、死亡していた人に生計を維持されていた、18歳になって最初の3月31日までの子、もしくは18歳になって最初の3月31日までの子のある配偶者で年収850万円未満。

・遺族厚生年金の年金額は老齢基礎年金の報酬比例部分の4分の3相当額。

・厚生年金保険の被保険者の夫が死亡した当時、40歳以上、65歳未満の子のない妻には中高齢寡婦加算が加算されます。または子であっても40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を失権している妻に対しても加算対象です。

従って、答えは『1』です。

問題 7

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人型年金の加入者が国民年金の第1号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額816,000 円である。
2. 個人型年金の加入者が国民年金の第3号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額240,000 円である。
3. 確定拠出年金の通算加入者等期間が10年以上である場合、老齢給付金は原則として60歳から受給することができる。
4. 一時金で受け取る老齢給付金は、退職所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切。個人型年金の加入者が国民年金の第1号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額816,000円です。
2. 不適切。個人型年金の加入者が専業主婦などの国民年金の第3号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額276,000円です。
3. 適切。確定拠出年金の通算加入者等期間が10年以上である場合、老齢給付金は原則として60歳から受給することができる。
4. 適切。老齢給付金を一時金で受け取る場合は退職所得として所得税の課税対象となります。また、年金として受給する場合には雑所得となります。

従って、答えは『2』です。

問題 8

住宅ローンの借換えを検討しているAさんが、仮に下記〈資料〉のとおり住宅ローンの借換えをした場合の総返済額(借換え費用を含む)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

〈資料〉

[Aさんが現在返済中の住宅ローン]

- ・ 借入残高:2,000万円
- ・ 利率:年2%の固定金利・ 残存期間:11年
- ・ 返済方法:元利均等返済(ボーナス返済なし)
- ・ 返済額:毎年2,027,016円

[Aさんが借換えを予定している住宅ローン]

- ・ 借入金額:2,000万円
- ・ 利率:年1%の固定金利
- ・ 返済期間:10年
- ・ 返済方法:元利均等返済(ボーナス返済なし)
 - ・ 返済額:毎年2,102,498円・ 借換え費用:40万円

※他の条件等は考慮しないものとする。

1. 完済までに1,272,196円の負担増加となる。
2. 完済までに1,272,196円の負担減少となる。
3. 完済までに872,196円の負担増加となる。
4. 完済までに872,196円の負担減少となる。

【答え】

両方の総返済額を比較してみましょう。

・現在返済中の住宅ローン

毎年の返済額×残存期間

$$2,027,016\text{円} \times 11\text{年} = 22,297,176\text{円}$$

・借り換え予定の住宅ローン

毎年の返済額×返済期間+借換え費用

$$2,102,498\text{円} \times 10\text{年} + 400,000\text{円} = 21,424,980\text{円}$$

総額を比較すると、

$$22,297,176 - 21,424,980 = 872,196\text{円}$$

つまり借換えをした方が、返済額が872,196円少なくなりますので従って、
答えは『4』です。

問題 9

日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸与型奨学金の申込手続きは、原則として在学している学校を通じて行うものであるが、進学前に奨学金の予約をすることもできる。
2. 給付型奨学金は返還義務のない奨学金であるが、在学している学校において学業成績が著しく不振である場合等には、支給打切りや返還が必要となる場合もある。
3. 貸与型奨学金には、利息付(在学中は無利息)貸与の「第一種奨学金」と、無利息で貸与を受けられる「第二種奨学金」がある。
4. 貸与型奨学金の返還が困難になった場合、月々の返還額を減らして返還期間を延ばす減額返還か、一定期間返還を先送りする返還期限猶予を願い出ることができる。

【答え】

1. 適切。日本学生支援機構の貸与型奨学金の申込手続きは、進学前でも予約をすることは可能です。
2. 適切。日本学生支援機構の給付型奨学金は返還義務のない奨学金ですが、在学している学校において学業成績が著しく不振である場合等には、支給打切りや返還が必要となる場合もあります。
3. 不適切。貸与型奨学金には、無利息で貸与を受けられる「第一種奨学金」と、利息付(在学中は無利息)貸与を受けられる「第二種奨学金」がある。
4. 適切。貸与型奨学金の返還が困難になった場合、月々の返還額を減らして返還期間を延ばす減額返還か、一定期間返還を先送りする返還期限猶予を申請することが可能です。

従って、答えは『3』です。

問題 10

下記<物品販売業A社の損益計算書>に関する次の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<物品販売業A社の損益計算書> (単位:百万円)

売上高	500
売上原価	300
[(ア)]	200
販売費及び一般管理費	120
[(イ)]	80
営業外損益	10
[(ウ)]	90
特別損益	10
[(エ)]	100
法人税等	20
当期純利益	80

1. (ア)売上総利益 (イ)経常利益 (ウ)営業利益 (エ)税引前当期純利益
2. (ア)売上総利益 (イ)営業利益 (ウ)経常利益 (エ)税引前当期純利益
3. (ア)営業利益 (イ)売上総利益 (ウ)経常利益 (エ)税引前当期純利益
4. (ア)売上総利益 (イ)営業利益 (ウ)税引前当期純利益 (エ)経常利益

【答え】

- ・売上高から売上の原価を差し引くことで求められるのは、売上の総利益です。
- ・売上原価の他に発生した販売費や一般管理費も差し引いたものが営業利益となります。
- ・営業外収益、営業外費用など会社の経常的な活動から生じた利益を経常利益。
- ・そして特別利益、特別損失として法人税などを差し引く前の会社全体の利益を表すものとして税引前当期純利益となります。

従って、答えは『2』です。

問題 11

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.一時払変額個人年金保険は、特別勘定の運用実績に基づいて将来受け取る年金額等が変動するが、死亡給付金については基本保険金額が最低保証されている。
- 2.保証期間のない有期年金では、年金受取開始後、契約時に定めた年金受取期間中に被保険者(=年金受取人)が死亡した場合、被保険者の相続人が残りの年金受取期間分の年金現価を一時金で受け取ることができる。
- 3.確定年金では、年金受取開始日前に被保険者(=年金受取人)が死亡した場合、死亡給付金受取人が契約時に定められた年金受取総額を死亡給付金として受け取ることができる。
- 4.終身年金では、被保険者が同年齢で、基本年金額や保険料払込期間、年金受取開始年齢など契約内容が同一の場合、保険料は男性の方が女性よりも高くなる。

【答え】

1.適切。一時払変額個人年金保険は、保険会社が株式や債券等を運用し、その運用実績で年金額等が変動します。
死亡給付金には最低保証もあります。

【答え】

2. 不適切。有期年金とは生存している間の一定期間、年金を受け取れる商品で、年金受取り期間中に被保険者が死亡した場合には年金は支払われません。

【答え】

3.不適切。確定年金とは、契約で定めた一定期間は生死にかかわらず年金が受け取れます。
年金受取開始日前に被保険者(=年金受取人)が死亡した場合には既払い保険料相当額が死亡給付金として払い戻されます。

【答え】

4. 不適切。終身年金とは生存している間、年金が受け取れるタイプの商品で、寿命が長いほど受け取れる年金額が多くなります。
一般的に男性よりも女性の方が寿命が長いので、保険料は女性の方が高くなります。

従って、答えは『1』です。

問題 12

総合福祉団体定期保険および団体定期保険(Bグループ保険)の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者は企業であるものとする。

- 1.総合福祉団体定期保険契約の締結に際しては、被保険者になることについての加入予定者の同意および保険約款に基づく告知が必要である。
- 2.総合福祉団体定期保険のヒューマン・ヴァリュー特約は、従業員の死亡等による企業の経済的損失に備えるものであり、その特約死亡保険金の受取人は、従業員の遺族ではなく企業となる。
- 3.団体定期保険(Bグループ保険)は、従業員等が任意で加入し、その従業員等が保険料も負担する。
- 4.団体定期保険(Bグループ保険)の死亡保険金の加入限度額は、企業の退職金規程等で定められた死亡退職金の金額の範囲内で設定しなければならない。

【答え】

1. 適切。総合福祉団体定期保険契約はの締結に際しては、加入予定者への医師の審査は不要ですが、同意、告知は必要です。

【答え】

2. 適切。ヒューマンバリュー特約とは役員や従業員が死亡等してしまった場合に、他の従業員を雇用するなどの費用として法人に死亡保険金等が支払われる特約です。

【答え】

3. 適切。団体定期保険(Bグループ保険)は、従業員等が任意で加入し、保険料も加入した従業員で負担します。

【答え】

4. 不適切。役員、従業員が個別で加入する団体定期保険(Bグループ保険)の死亡保険金の加入限度額は、加入者が任意で設定することが可能です。

また、総合福祉団体定期保険では企業の退職金規程等で定められた死亡退職金の金額の範囲内で設定しなければなりません。

従って、答えは『4』です。

問題 13

生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険の保険料は、「個人年金保険料控除」の対象とはならず、「一般の生命保険料控除」の対象となる。
2. 平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に付加された傷害特約の保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となる。
3. 平成23年12月31日以前に締結した医療保険契約を平成24年1月1日以後に更新した場合、更新後の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となる。
4. 平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約の保険料に係る「一般の生命保険料控除」「個人 年金保険料控除」「介護医療保険料控除」は、所得税では各4万円を限度に控除される。

【答え】

1.適切。変額個人年金保険の保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

「一般の生命保険料控除」とは、死亡保険、収入保障保険、学資保険などの生存、死亡に基因して支払う保険金・給付金に係る保険料のこと。

【答え】

2.不適切。平成24年1月1日以後に締結した新契約では、身体の障害のみに基因して保険金が支払われる契約にかかる保険料は生命保険料控除の対象外ですので、生命保険契約に付加された傷害特約の保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象外です。

【答え】

3.適切。平成24年1月1日以後に締結した新契約で介護医療保険控除の項目ができました。

契約を更新することで新契約が適用されますので更新後の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。

【答え】

4. 適切。平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約の保険料に係る「一般の生命保険料控除」「個人 年金保険料控除」「介護医療保険料控除」は、所得税では各4万円を限度に控除される。

従って、答えは『2』です。

問題 14

契約者(=保険料負担者)を法人とする生命保険契約の保険料等の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとし、いずれも保険料は毎月平準払いで支払われているものとする。

- 1.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である長期平準定期保険では、保険期間のうち前半6割に相当する前払期間が経過するまでは支払保険料の2分の1相当額を資産に計上し、前払期間経過後は資産計上された額を期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入することができる。
- 2.被保険者が役員・従業員全員、死亡給付金受取人が被保険者の遺族、年金受取人が法人である個人年金保険の支払保険料は、その2分の1相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。
- 3.被保険者が特定の役員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、全額を資産に計上する。
- 4.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険を解約して受け取った解約返戻金は、資産に計上していた保険料積立金等との差額を雑収入または雑損失として計上する。

【答え】

1.適切。長期平準定期保険では前半6割相当期間は、保険料の1/2を資産計上、1/2を損金算入します。

後半の4割相当期間は保険料の全額を損金算入、さらにそれまでに資産計上した前払保険料を残りの期間の経過に応じて均等に取り崩して損金算入です。

2.不適切。全役員、従業員を被保険者、死亡保険受取人を遺族、年金受取人を法人とする個人年金保険の経理処理は、90%を資産計上、10%を損金計上です。

3. 適切。被保険者が特定の役員、死亡保険受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険料は、全額が資産計上です。

4. 適切。保険を解約して解約返戻金(保険金)を受け取った場合は、受け取った保険料から、資産計上されている保険料積立金(払済保険料)を差し引き、その差額を雑収入として益金に算入します。

従って、答えは『2』です。

問題 15

住宅用建物および家財を保険の対象とする火災保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

- 1.家財を保険の対象として契約した場合、自宅で飼っている犬や猫などのペットも補償の対象となる。
- 2.家財を保険の対象として契約した場合、同一敷地内の車庫にある自動車が火災により被った損害は補償の対象となる。
- 3.住宅用建物を保険の対象として契約した場合、急激な気象変化により生じた竜巻による損害は補償の対象となる。
- 4.住宅用建物を保険の対象として契約した場合、時間の経過によりその建物の壁に発生したカビによる損害は補償の対象となる。

【答え】

- 1.不適切。家財を保険の対象として契約した場合、ペットは保証の対象外です。
- 2.不適切。自動車の損害については自動車保険等が適切です。
- 3.適切。火災保険は火災による建物、家財の損害、火災、爆発、落雷、水災、風災、ひょう災、などの自然災害は補償対象ですので、竜巻も補償対象です。
- 4.不適切。時間の経過で発生したカビ、経年劣化による損害は補償の対象外です。

従って、答えは『3』です。

問題 16

任意加入の自動車保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

- 1.対人賠償保険では、被保険者が被保険自動車の運転中の事故により同居している自分の父にケガをさせた場合、補償の対象とならない。
- 2.対物賠償保険では、被保険者が被保険自動車を運転中に他人の自動車に誤って追突し、相手車両の損害に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となる。
- 3.人身傷害補償保険では、被保険者が被保険自動車の運転中の事故により死傷し損害を被った場合、被保険者自身の過失割合に相当する部分を除いた損害についてのみ、補償の対象となる。
- 4.車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は、補償の対象とならない。

【答え】

1.適切。対人賠償保険とは他人を死傷させ、損害賠償責任を追うことに被る損害のうち自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われる保険です。

ただし、被害者が被保険者、被保険者の配偶者、親、子は補償対象外です。

2.適切。対物賠償保険とは他人の財物に損害を与えた場合に、自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われますので、他人の自動車に誤って追突した場合でも補償対象です。

3.不適切。人身傷害補償保険では、被保険者が自動車事故で死傷、後遺障害を被った場合に、示談を待たずに過失の有無を問わず、保険金額を限度に全額支払われます。

4.適切。車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は、補償の対象です。

従って、答えは『3』です。

問題 17

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 普通傷害保険では、細菌性食中毒は補償の対象となる。
2. 家族傷害保険では、被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子は補償の対象となる。
3. 交通事故傷害保険では、道路通行中または交通乗用具に搭乗中の交通事故および交通乗用具の火災によるケガを補償の対象としており、エレベーターも交通乗用具に含まれる。
4. 海外旅行傷害保険では、海外旅行中の地震によるケガは補償の対象となる。

【答え】

1.不適切。普通傷害保険とは国内外を問わず、日常生活での急激、偶然、外来の事故による損害が補償対象で、病気や細菌性食中毒は対象外です。

2.適切。家族傷害保険とは、普通傷害保険の被保険者の範囲を家族全員にした保険で、別居の未婚の子も補償対象です。

3.適切。交通事故傷害保険とは、国内外を問わず、交通事故(駅構内や乗物搭乗中の事故も含む)、建物や乗物の火災等による損害を補償するもので、エレベーターも交通乗用具として対象です。

4.適切。海外旅行傷害保険とは、自宅から出国して、海外旅行及び帰国から自宅までの間に被った損害について補償されます。海外旅行中の地震による怪我も補償の対象です。

従って、答えは『1』です。

問題 18

契約者(=保険料負担者)を個人とする損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.家財を保険の対象とする火災保険に地震保険を付帯して契約した場合、火災保険料と地震保険料の合計額が地震保険料控除の対象となる。
- 2.平成24年1月1日以降に締結した保険期間1年の所得補償保険の保険料は、介護医療保険料として生命保険料控除の対象となる。
- 3.契約者本人を被保険者とする普通傷害保険において、事故による傷害で被保険者が死亡し当該被保険者の配偶者が受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- 4.自動車を運転中に交通事故でケガを負って入院し、自動車保険の人身傷害補償保険から被保険者が受け取った保険金は、その全額が非課税である。

【答え】

1.不適切。地震保険控除の対象となる保険は地震保険で、火災保険料は対象外です。

2.適切。2012年1月1日以降に締結した契約にかかる生命保険料控除は「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険控除」の3つで構成されることとなりました。

改正に伴い、医療保険、介護保険、所得補償保険は、介護医療保険料として生命保険料控除の対象となりました。

3.適切。契約者と被保険者が同一人物で、受取人が死亡保険を受け取った場合には相続税の課税対象です。

4.適切。自動車保険の人身傷害補償保険から被保険者が受け取った保険金は、「損失の補填」にあたるため、非課税となります。

従って、答えは『1』です。

問題 19

第三分野の保険や特約の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.ガン保険では、ガンによる入院により被保険者が受け取る入院給付金については、支払日数の上限はない。
- 2.先進医療特約では、契約時点において厚生労働大臣により定められていた先進医療が給付の対象となり、契約時点より後で厚生労働大臣により定められた先進医療については、給付の対象とならない。
- 3.公的介護保険では、介護サービスなどの現物給付が行われ、民間の保険会社の介護保険では、一時金や年金などの現金給付が行われる。
- 4.特定(三大)疾病保障保険では、保険期間中に所定の状態と診断され、特定(三大)疾病保障保険金が支払われた場合、当該保険契約は終了する。

【答え】

1.適切。がんという病気は再発や、転移を繰り返すことが多い病気であるため、その都度にかかる費用支払いが多いことから、がん保険では入院給付金について、支払い日数上限はありません。

2.不適切。先進医療特約では、契約時点において厚生労働大臣が承認した先進医療は給付の対象となり、加入後に新しく認められた先進医療も支払いの対象です。

3.適切。公的介護保険は、介護サービスが現物給付されますが、民間の介護保険では一時金や年金等により現金給付されます。

4.適切。特定(3大)疾病保障保険は、がん、急性心筋梗塞、脳卒中 により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに 生前に死亡・高度障害保険金が支払われる。特定(3大)疾病保険金が支払われると当該契約は消滅します。

従って、答えは『2』です。

問題 20

生命保険を利用した家庭のリスク管理のアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.「病気や傷害で入院した場合の医療費負担が不安なので生命保険に加入したい」という相談に対して、医療保険への加入を提案した。
- 2.「自分が死亡した場合の相続税の納税資金を確保するために生命保険に加入したい」という相談に対して、終身保険への加入を提案した。
- 3.「子どもの教育資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、こども保険（学資保険）への加入を提案した。
- 4.「自分の老後の生活資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、収入保障保険への加入を提案した。

【答え】

- 1.適切。医療保険は病気や怪我などによる入院や手術などの医療費負担に備えるための保険ですので、適切です。
- 2.適切。終身保険とは、被保険者本人が死亡した場合に保険金受取人へ保険金が支払われますので、相続税の納税資金を確保する手段として適切です。
- 3.適切。こども保険では、子供の進学時にお祝い金が支払われるなど、教育資金に備えるための保険として適切です。
- 4.不適切。収入保障保険とは、契約で定めた一定期間に被保険者が死亡した場合や高度障害となった場合に、その時点から満期までの死亡保険金を年金形式で受け取れる保険です。
老後の生活資金の確保としては適切ではありません。

従って、答えは『4』です。

問題 21

経済指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.国内総生産(支出側)の構成項目のうち、民間最終消費支出は、最も高い構成比を占めている。
- 2.全国企業短期経済観測調査(日銀短観)は、全国約1万社の企業を対象に、資金繰り、雇用人員、業況の見通しなどについて調査したものである。
- 3.景気動向指数において、東証株価指数は、景気の動きに対してほぼ一致して動く、一致系列に分類されている。
- 4.経済成長率には名目値と実質値があり、名目値は物価変動の影響を受けるため、名目値が上昇していても、実質値は下落することがある。

【答え】

1. 適切。

国内総生産(GDP)は生産面、分配面、支出面から見ることができ、支出面の構成項目のうち、最も高い構成比を占めているのは民間最終消費支出で、50%～60%を占めています。

2. 適切。

全国企業短期経済観測調査(日銀短観)とは、日本銀行が製造業17業種、非製造業14業種に分けて、全国約1万社の企業を対象に業績や設備投資、雇用状況などのアンケート調査をもとに、年4回作成、公表している。

3. 不適切。

景気動向指数とは景気に対して動く29の指標を統合して算出しており、景気に対して先行して動く先行系列と、一致して動く一致系列、遅れて動く遅行系列があり、東証株価指数は先行系列に分類されます。よって、記述は不適切となります。

4. 適切。

名目値とは実際に市場で取引されている価格に基づいて推計された値で、価格変動を反映したものの。

実質値とは、ある時点の価格変動の影響を取り除いたものです。

名目値の上昇よりも物価の上昇率のほうが大きい場合、実質値は下落します。

従って、答えは『3』です。

問題 22

信託銀行等が相続関連業務として行っている遺言信託の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.遺言信託とは、信託銀行等が、遺言書作成の相談から、遺言書の保管、執行までの手続きをサポートするサービスである。
- 2.遺言者は、信託銀行等を遺言執行者に指定した遺言書を、原則として公正証書遺言によって作成する必要がある。
- 3.遺言者は、遺言信託を契約する際、遺言者が死亡したときに連絡などを行う死亡通知人を指定する必要がある。
- 4.遺言信託により遺言書を信託銀行等に預けた場合、相続財産や相続人に変動があった場合を除き、遺言書の内容を変更することはできない。

【答え】

1.適切。遺言信託とは、信託銀行等が、遺言書作成の相談、遺言書の保管、相続財産の調査、遺産分割手続きなどを行うサービスのことです。

2.適切。遺言信託では、信託銀行等を遺言執行者に指定した場合、**公証役場で公正遺言書を作成する必要があります。**

3.適切。遺言信託を契約する際、遺言者が死亡した後に、財産に関する遺言を執行する遺言執行者として**信託銀行等を指定する必要があります。**

4.不適切。遺言書の内容は、遺言者が**いつでも変更、撤回することができます。**

従って、答えは『4』です。

問題 23

上場投資信託(ETF)の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.ETFは、株価指数に連動するものに限り、貴金属や穀物、原油など商品価格・商品指数に連動するものは上場されていない。
- 2.ETFを市場で購入する際に支払う委託手数料は、証券会社により異なる。
- 3.ETFを市場で売却する際には、証券会社に支払う委託手数料のほか、信託財産留保額がかかる。
- 4.ETFの分配金には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)とがあり、税務上、普通分配金は課税対象となり、元本払戻金(特別分配金)は非課税となる。

【答え】

1.不適切。ETFとは日経平均株価やTOPIXなどの株価指数に連動するものの以外にも、**海外の株式指数や金、プラチナ、穀物、原油など商品価格や商品指数に連動するものも上場**されています。

2.適切。証券会社によって、購入する際に支払う**委託手数料は異なります**。

3. 不適切。信託財産留保額とは投資信託を解約する際に投資家が支払う費用ですが、ETFは株式と同じ方法で売買を行うため、**信託財産留保額はかかりません**。証券会社への委託手数料のみかかります。

4.不適切。投資信託では普通分配金は課税され、元本払戻金は非課税となりますが、ETFの分配金は、**株式の配当金と同じく、分配金全額が課税対象**となります。

従って、答えは『2』です。

問題 24

債券の仕組みと特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 格付機関が行う債券の信用格付けで、「BBB(トリプルB)」格相当以上の債券は、一般に、投資適格債とされる。
2. 日本国内において海外の発行体が発行する外国債券のうち、円建てで発行するものを「サムライ債」といい、外貨建てで発行するものを「ショードン債」という。
3. 日本銀行などの中央銀行が金融緩和策を強化すると、一般に、市場金利は低下し、債券価格も下落する。
4. 個人向け国債は、基準金利がどれほど低下しても、0.05%(年率)の金利が下限とされている。

【答え】

1. 適切。

●格付けは「AAA」や「D」などのアルファベットで表す。

AAA→信用リスクが最も低い、安全とされる債券。

AA

A

BBB

《投資適格》

↑ ↑ ↑

↓ ↓ ↓

《投機的・投資不適格》

BB

B

CCC

CC

C

D→信用リスクが高い、利払いや償還が約束通りに行われない
デフォルトリスク(債務不履行リスク)がある。

信用格付とは格付け機関が発表するもので、主に「AAA」から「D」などといったアルファベットで表記されることが多く、「**BBB**」以上
(**AAA,AA,A,BBB**)であれば**リスクが低く投資適格**といえます。

2. 適切。

外国債券のうち、日本国内で発行される円建てで発行する債券を「サムライ債」といい、外貨建てで発行する債券を「ショーゲン債」という。

3.不適切、日本銀行などの金融緩和策を強化すると、市場に出回る資金量は増えるので、お金も借りやすくなり市場金利は低下します。
また市場の金利が低下することにより、元々金利の高いときに発行された債権へ資金が集まるため債券価格は上昇します。

4.適切。個人向け国債には、満期まで発行時の利率を維持できる「固定金利型3年」、「固定金利型5年」、一定期間で利率が変わる「変動金利型10年」の3種類の商品があります。
これら3つの商品には最低保証金利として0.05%(年率)が定められています。

従って、答えは『3』です。

問題 25 下記〈資料〉から求められるPER(株価収益率)、PBR(株価純資産倍率)に基づく、A社株式とB社株式の株価の比較評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、A社とB社の業種および事業内容は同一の分類であるものとする。

〈資料〉A社およびB社の財務データ等

	A社	B社
株価	1,000円	1,200円
当期純利益	50億円	100億円
自己資本(=純資産)	800億円	1,000億円
発行済株式数	8,000万株	1億株

- 1.PERではA社の方が割安、PBRではB社の方が割安と評価できる。
- 2.PERではB社の方が割安、PBRではA社の方が割安と評価できる。
- 3.PERおよびPBRのいずれにおいても、A社の方が割安と評価できる。
- 4.PERおよびPBRのいずれにおいても、B社の方が割安と評価できる。

【答え】

●PERとは株価が1株当りの純利益の何倍かを示す指標です。
PERが高いほど割高、低いほど割安と評価できます。

《計算式》

PER=株価÷1株あたりの純利益(EPS)

1株あたりの純利益(EPS)=当期純利益÷発行済株式数

●PBRとは、株価が1株あたりの純資産の何倍で買われているかを示す指標です。PBRもPERと同様、高いほど割高、低いほど割安と評価できます。

《計算式》

PBR=株価÷1株あたりの純資産(BPS)

1株あたりの純資産(BPS)=自己資本÷発行済株式数

★まず1株あたりの純利益、1株あたりの純資産を求めます。

1株あたりの純利益=当期純利益÷発行済株式数

1株あたりの純資産=自己資本÷発行済株式数

●A社の1株あたり純資産、純利益

1株あたりの純利益=50億円÷8,000万株=62.5円

1株あたりの純資産=800億円÷8,000万株=1,000円

●B社の1株あたり純資産、純利益

1株あたりの純利益=100億円÷1億株=100円

1株あたりの純資産=1,000億円÷1億株=1,000円

★PERとPBRを求めます。

PER=株価÷1株あたりの純利益(EPS)

PBR=株価÷1株あたりの純資産(BPS)

●A社PER,PBR

PER=1,000円÷62.5円=16倍

PBR=1,000円÷1,000円=1倍

●B社PER,PBR

PER=1,200円÷100円=12倍

PBR=1,200円÷1,000円=1.25倍

PERはA社16倍、B社12倍

PBRはA社1倍、B社1.25倍

PERではB社が割安、PBRではA社が割安となります。

従って、答えは『2』です。

問題 26

金融派生商品の種類と概要に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.異なる通貨間で一定期間、キャッシュフローを交換する取引を金利スワップという。
- 2.将来の特定の時点を期限日として、ある商品を特定の数量について、あらかじめ定められた価格で売買することを契約する取引のうち、取引所で行われるものを先物取引という。
- 3.将来の一定期日または一定期間内に、原資産についてあらかじめ定められた価格で売る権利または買う権利を売買する取引をオプション取引という。
- 4.現物取引と反対のポジションの先物を保有することなどにより、価格変動リスク等を回避または軽減することを狙う取引をヘッジ取引という。

【答え】

1. 不適切。

・金利スワップ

同一通貨間で異なる種類の金利に交換する取引ことをいいます。

・通貨スワップ

異なる通貨間で異なる種類の金利に交換する取引ことで、一定期間、キャッシュフローを交換する取引をいいます。

よって記述は不適切となります。

2. 適切。先物取引とは、将来あらかじめ決められた期日(満期日)に、現時点で取り決めた価格と数量を売買することを約束する取引のことです。

3. 適切。オプション取引とは、予め決められた期日(満期日)または、期間内に、予め決めた価格(権利行使価格)で、買うことができる権利(コール・オプション)または売ることができる権利(プット・オプション)といい、買う権利または売る権利を売買する取引をオプション取引と言います。

4. 適切。

ポジションとは、買いまたは売りの現在保有している位置のこと。

ヘッジ取引とは？

そもそもヘッジとは回避という意味で、現在保有しているものと反対の先物を保有することで価格変動リスク等の回避、軽減を狙う取引のことを言います。

従って、答えは『1』です。

問題 27

下記〈資料〉に基づくファンドAとファンドBの過去5年間の運用パフォーマンスの比較評価に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

〈資料〉ファンドAとファンドBの過去5年間の運用パフォーマンスに関する情報

ファンド名	実績収益率の平均値	実績収益率の標準偏差
ファンドA	4.2%	2.0%
ファンドB	10.5%	5.0%

ポートフォリオの運用パフォーマンスの評価の一つとして、シャープレシオがある。無リスク金利を1.0%として、〈資料〉の数値によりファンドAのシャープレシオの値を算出すると(ア)となる。同様に算出したファンドBのシャープレシオの値により、両ファンドの運用パフォーマンスを比較すると、過去5年間は(イ)の方が効率的な運用であったと判断される。

1. (ア)1.6 (イ)ファンドA
2. (ア)1.6 (イ)ファンドB
3. (ア)2.1 (イ)ファンドA
4. (ア)2.1 (イ)ファンドB

【答え】

シャープレシオとは投資の効率性を示す指標で、数値が大きいほど投資効率がよく、パフォーマンスの良さを示しています。

《計算式》

シャープレシオ＝

(実績収益率-無リスク資産利子率)÷標準偏差

ファンドAシャープレシオ

$$(4.2\%-1.0\%) \div 2.0\% = 1.6$$

ファンドBシャープレシオ

$$(10.5\%-1.0\%) \div 5.0\% = 1.9$$

(ア) 1.6

(イ) Bファンドの方が、数値が大きいため効率よく運用されていると評価できます。

従って、答えは『2』です。

問題 28

個人による金融商品取引に係る所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 上場株式の配当金について申告分離課税を選択して確定申告をした場合、配当控除の適用を受けることができる。
2. 上場株式等の譲渡損失を翌年以降に繰り越すためには、特定口座の源泉徴収選択口座を選択している場合であっても、確定申告をしなければならない。
3. 外貨預金の預入時に為替先物予約を締結した場合、満期時に生じた為替差益は、源泉分離課税の対象となる。
4. 特定公社債等の譲渡所得については、申告分離課税の対象とされている。

【答え】

1. 不適切。上場株式の配当金については申告分離課税、総合課税が選択可能ですが、**配当控除が受けられるのは総合課税**を選択した場合のみとなります。

株式の配当は、通常、法人税が課された後の利益を株主に分配するもので、ここに所得税が課されると二重課税になるため、これを排除する意味で税額控除として設けられたものです。

2. 適切。上場株式等の譲渡損失を翌年以降に繰り越すためには原則として**確定申告が必要**です。

3. 適切。外貨預金の預入時に**為替先物予約を締結した場合**、満期時に生じた為替差益、利子は、**源泉分離課税**の対象となる。**為替予約がなし**の外貨預金では**分離課税**の対象です。

4. 適切。**特定公社債**(国債、地方債、公募公社債、上場公社債等)の譲渡益は、原則として**申告分離課税の対象**です。

従って、答えは『1』です。

問題 29

わが国における個人による金融商品取引に係るセーフティネットに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.国内銀行に預け入れられている決済用預金は、預入金額にかかわらず、その全額が預金保険制度による保護の対象となる。
- 2.国内銀行に預け入れられている外貨預金は、預金保険制度による保護の対象とならない。
- 3.破綻した証券会社が分別管理の義務に違反し、一般顧客の顧客資産を返還することができない場合、日本投資者保護基金は、補償対象債権に係る顧客資産について一般顧客1人当たり1,000万円を上限として補償する。
- 4.国内証券会社が保護預かりしている一般顧客の外国株式は、日本投資者保護基金による補償の対象とならない。

【答え】

1. 適切.

決済用預金

- ・決済サービス(決済サービスの提供)
- ・無利息(利息がつかないこと)
- ・ 要求払い(いつでも引き出せること)

決済用預金は全額が預金保険制度による保護の対象です。

また、決済用預金以外として、利子がつく普通預金や、定期預金などは1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までと、その利子が保護の対象です。

2.適切。預金保険制度の対象の範囲は預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託、金融債(保護預り専用商品に限る)と、預金は対象の範囲ですが、外貨預金は保護の対象外です。

3.適切。日本投資者保護基金は、投資者を保護するために設立された法人で、証券会社の破綻時に分別管理を怠っていた場合など顧客へ資産を返還できない場合、顧客1人当たり1,000万円を上限として補償します。

4.不適切。投資者保護基金の保護対象として、国内、海外で発行された株式、債券、投資信託等は保護対象ですので、外国株式であっても保護対象です。

保護対象外は、有価証券店頭デリバティブ取引、外国取引所で取引される先物やオプション取引など。

従って、答えは『4』です。

問題 30 「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」および「つみたてNISA(非課税累積投資 契約に係る少額投資非課税制度)」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、ジュニアNISAにより投資収益が非課税となる口座をジュニアNISA口座、つみたてNISAにより投資収益が非課税となる勘定をつみたてNISA勘定という。

- 1.ジュニアNISA口座の年間投資上限金額は、40万円である。
- 2.ジュニアNISA口座では、その年の非課税枠の未使用分については、翌年以降に繰り越すことができる。
- 3.つみたてNISA勘定で保有する上場投資信託(ETF)の分配金を非課税扱いにするためには、分配金の受取方法として株式数比例配分方式を選択しなければならない。
- 4.つみたてNISA勘定を通じて公募株式投資信託を購入した場合、その譲渡益が非課税となるのは最長で5年間である。

【答え】

1. 不適切。つみたてNISAの年間投資上限は40万円ですが、ジュニアNISAの年間投資上限額は80万円です。
2. 不適切。ジュニアNISA口座の、その年の非課税枠の未使用分を翌年に繰り越すことはできません。
NISA口座も同様に繰り越すことはできません。
3. 適切。
つみたてNISAで分配金を非課税扱いにするためには、証券口座で受け取る方法、株式数比例配分方式を選択しなければなりません。
4. 不適切。NISAには「NISA」、「ジュニアNISA」、「つみたてNISA」と3種類あり、
「NISA」、「ジュニアNISA」の非課税期間は最長5年、「つみたてNISA」では最長20年です。

	NISA	ジュニアNISA	つみたてNISA
非課税枠	年間120万円	年間80万円	年間40万円
非課税期間	最長5年間	最長5年間	最長20年間
対象年齢	20歳以上	0歳～19歳	20歳以上

従って、答えは『3』です

問題 31

次のうち、所得税の計算において、分離課税の対象となる所得はどれか。

1. マンションを貸し付けたことによる不動産所得
2. コンサルティング事業を行ったことによる事業所得
3. 退職一時金を受け取ったことによる退職所得
4. ゴルフ会員権を譲渡したことによる譲渡所得

【答え】

【予備知識】

退職所得、山林所得、譲渡所得(土地、建物、株式)が分離課税の対象となります。

分離課税は自分から税額を申告する申告分離課税と、所得から天引きされる源泉分離課税があります。

1.不適切。マンション(不動産)の貸付の他、土地の賃貸料などは不動産所得として総合課税の対象となります。

2.不適切。サービス業、製造、小売、農業や漁業など、事業を行ったことで得た所得は、事業所得として総合課税の対象となります。

3.適切。予備知識より、退職所得は分離課税となります。

退職所得=(収入金額-退職所得控除額)×1/2 で計算されます。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出することにより、退職金等の支払いを受ける際に、適正な税額が源泉徴収されるため、確定申告が不要となります。

4.不適切。ゴルフ会員権は譲渡所得でも土地、建物、株式に該当しませんので総合課税の対象となります。

従って、答えは『3』です。

問題 32

所得税における各種所得等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.発行済株式総数の3%未満の株式を所有する株主が受ける上場株式等に係る配当等は、その金額の多寡にかかわらず、申告不要制度を選択することができる。
- 2.不動産の貸付けが事業的規模である場合、その貸付けによる所得は事業所得となる。
- 3.退職一時金を受け取った退職者が、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、退職一時金の支給額の20.42%が源泉徴収される。
- 4.年間の給与収入の金額が1,000万円を超える給与所得者は、年末調整の対象とならないため、確定申告を行わなければならない。

【答え】

- 1,適切。上場株式等、また、上場株式等以外では課税方法は違って、**上場株式等の配当金**については**総合課税**、もしくは**申告分離課税**、**申告不要制度**の選択が可能です。
- 2,不適切。不動産の貸付による所得は、事業的な規模は問わず、不動産所得として総合課税の対象です。
- 3,不適切。「退職所得の受給に関する申告書」を**提出しなかった場合には、一律20.42%**の源泉徴収が行われます。
提出した場合には**適正な税額**が源泉徴収され、確定申告も不要になります。
- 4,不適切。年間の給与所得で確定申告が必要となる人の要件は
- ・年収2,000万円以上の人
 - ・給与所得、退職所得以外の収入が20万円以上ある人
 - ・2カ所の会社から給与を受けている人
 - ・同族会社の役員などで、その同族会社より、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
 - ・源泉徴収義務のない者から給与等の支払いを受けている人
- など
したがって、**給与所得として2,000万円を超えていなければ、確定申告は必要ありません。**

従って、答えは『1』です。

問題 33

所得税の各種所得の金額の計算上生じた次の損失のうち、給与所得の金額と損益通算できるものはどれか。

1. 上場株式を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
2. 全額自己資金により購入したマンションの貸付けによる不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額
3. 終身保険の解約返戻金を受け取ったことによる一時所得の金額の計算上生じた損失の金額
4. 金地金を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額

【答え】

【予備知識】損益通算が可能な損失は、**不動産所得**(土地を取得するための借入金利子は×)、**事業所得**、**山林所得**、**譲渡所得**(土地、建物、株式は申告分離課税による配当所得、または上場株式の譲渡所得、生活に必要なでない資産の譲渡は×)です。

1,不適切。株式の譲渡所得は譲渡所得、配当所得との損益通算は可能ですが、給与所得との損益通算は出来ません。

2,適切。不動産所得で土地を取得するための借入金利子は損益通算は出来ませんが、貸付による不動産所得は損益通算が可能です。

3,不適切。予備知識より、一時所得は損益通算の対象外です。

4,不適切。金地金は生活に必要なではない資産として扱われますので、譲渡所得であっても損益通算できません。

従って、答えは『2』です。

問題 34

所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」は考慮しないものとする。

- 1.医療費控除の控除額は、その年中に支払った医療費の金額の合計額から総所得金額等の10%相当額または10万円のいずれか少ない金額を控除して計算される。
- 2.医師等による診療等を受けるために電車、バス等の公共交通機関を利用した場合に支払った通院費で通常必要なものは、医療費控除の対象になる。
- 3.各年において医療費控除として控除することができる金額は、最高200万円である。
- 4.人間ドックにより重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合の人間ドックの費用は、医療費控除の対象になる。

【答え】

- 1,不適切。医療費控除の控除額の算出方法は、自己負担分の医療費－健康保険や生命保険給付金の額－10万円(総所得200万円未満の人は総所得の5%)
- 2,適切。バス、電車などの公共交通機関を利用した場合の医療機関への交通費は医療費控除の対象となります。
- 3,適切。医療費控除の上限は200万円です。
- 4,適切。人間ドックを受けた場合のみでは控除対象外ですが、受けたことで重大な疾病が発見され、治療を受ける場合には対象となります。

従って、答えは『1』です。

問題 35

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載されたものの以外の要件はすべて満たしているものとする。

- 1.住宅ローン控除の対象となる家屋については、床面積が 50m^2 以上であり、その2分の1以上に 相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
- 2.居住の用に供した年分の合計所得金額が3,000万円を超える者は、それ以降、合計所得金額 が3,000万円を超えていない年分についても住宅ローン控除の適用を受けることができない。
- 3.居住の用に供した年に「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の適用を受けた場合は、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。
- 4.住宅ローン控除の適用を受けていた者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、借入金の償還期間が当初の借入れの日から10年未満となった場合、残りの控除期間について、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。

【答え】

1,適切。住宅借入金等特別控除の適用要件として、住宅の床面積が50㎡以上で、床面積の半分以上(1/2)の部分が自分で居住されるためのものであれば、対象となります。

2,不適切。住宅借入金等特別控除の適用要件として、控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であれば対象となりますので、合計所得金額が3,000万円を超えてしまう年があっても、翌年以降の合計所得金額が3,000万円以下であれば、控除を適用することが可能です。

3,適切。住宅ローン控除と「3,000万円の特別控除」は併用することができないため、「3,000万円の特別控除」の適用をすでに受けている場合には住宅ローン控除は受けられません。

4,適切。住宅借入金等特別控除の適用要件として、繰上げ返済によって、住宅ローン返済期間が10年未満となった場合には、残りの控除期間については、住宅ローン控除の適用を受けることはできません。

従って、答えは『2』です。

問題 36

所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 1月16日以後新たに業務を開始した者が、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合には、その業務を開始した日から6ヵ月以内に、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う者が、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、青色申告書を提出することができる。
3. 青色申告者は、取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、それに基づき作成された貸借対照表や損益計算書などを添付した確定申告書を申告期限内に提出しなければ、青色申告特別控除の適用を受けることはできない。
4. 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を事業を廃止するまで、住所地もしくは居所地または事業所等に保存しなければならない。

【答え】

1. 不適切。青色申告をする場合には申告しようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を所轄税務署へ提出しなければなりません。1月16日以後新たに業務を開始した人の場合には、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合、業務を開始した人から2ヶ月以内の提出が必要です。
2. 適切。青色申告を申請できる人の要件として、不動産所得、事業所得、山林所得がある人が申請可能です。
3. 不適切。「青色申告特別控除」には、正規の簿記の原則に基づき作成された貸借対照表と、損益計算書を添付し、法廷申告期限内に申告書を提出することで受けられる65万円控除と、それ以外に申告期限を過ぎるなどの場合には10万円控除があります。
4. 不適切。青色申告を申請する人は、7年間、総勘定元帳その他一定の帳簿を保存しなければなりません。

従って、答えは『2』です。

問題 37

法人税の損金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員退職給与を損金の額に算入するためには、所定の時期に確定額を支給する旨の定めの内容をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。
2. 国または地方公共団体に対して支払った寄附金の額(確定申告書に明細を記載した書類を添付している)は、損金の額に算入することができる。
3. 期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人が支出した交際費等のうち、年800万円までの金額は、損金の額に算入することができる。
4. 損金の額に算入される租税公課のうち、事業税については、原則としてその事業税に係る納税申告書を提出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。

【答え】

1,不適切。役員給与で損金算入が可能な場合は、適正部分について損金算入が可能です。

ですので、あらかじめ税務署長へ届け出る必要はありません。

2,適切。国または地方公共団体へ支払った寄付金は、その全額が損金算入可能です。

3,適切。交際費の損益算入限度額は、法人の資本金により変わります。
資本金1億円以上の法人:年間交際費支出額のうち、飲食支出額50%
資本金1億円以下の法人:年間交際費支出額のうち、飲食支出額50%、または、年間交際費支出額のうち800万円以下の全額。

4,適切。損金の額に算入される租税公課として、法人事業税は損金が可能です。法人税や法人住民税ほか、罰料金などは損金不算入です。

従って、答えは『1』です。

問題 38

消費税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下で、かつ、特定期間(原則として前事業年度の前半6ヵ月間)の課税売上高が1,000万円以下の法人は、原則として消費税の免税事業者となる。
- 2.課税事業者が受け取る剰余金の配当は、不課税取引に該当する。
- 3.課税事業者が行う金融商品取引法に規定する有価証券の譲渡は、非課税取引に該当する。
- 4.「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となった法人は、事業を廃止した場合を除き、原則として3年間は消費税の免税事業者となることができない。

【答え】

1.適切。消費税の免税事業者としての対象者は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、免税事業者として消費税納付が免除されます。ただし、1,000万円以下であっても、特定期間(法人の場合には前事業年度の前半6ヶ月間)の課税売上高が1,000万円以上かつ、給与支払高1,000万円以上の場合には納税免除にはなりません。

2. 適切。課税対象となる取引については、

- ・日本国内の取引であること。
- ・事業者が事業として行う取引であること。
- ・報酬を得て行う取引であること。
- ・資産の譲渡や、貸付、サービスなどの提供であること。

の4つで、それ以外の土地、株式や有価証券などの譲渡、余剰金の配当などは不課税取引となります。

3.適切。2の問題と同じく、有価証券の譲渡は不課税取引となります。

4.不適切。「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、消費税の課税事業者となった法人は、その後の2年間は消費税の免税事業者になることは出来ません。(事業廃止の場合は除く。)

従って、答えは『4』です。

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員が所有する土地を無償で会社に譲渡した場合、会社は適正な時価の2分の1相当額を受贈益として益金の額に算入する。
2. 役員が所有する建物を適正な時価の2分の1以上かつ時価未満の価額で会社に譲渡した場合、役員は原則として実際に譲渡した価額を収入金額として譲渡所得の金額の計算を行う。
3. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、通常の賃貸料相当額が役員給与とされる。
4. 役員が会社へ無利息で金銭の貸付けを行った場合の利息相当額について、役員には原則として課税されない。

【答え】

- 1.不適切。会社が役員から無償で土地を受贈した場合には、適正な時価総額を益金の額へ算入します。
- 2.適切。適正な時価の2分の1以上かつ時価未満で譲渡しているため、役員は譲渡した価格を収入金額として譲渡所得の金額で計算できます。
- 3.適切。会所の所有する社宅に、役員が無償で居住していた場合には、賃貸料相当額が役員給与(給与所得)として、課税対象です。
- 4.適切。役員が無利息で会社へ金銭を貸し付けた場合、役員への課税はありません。

従って、答えは『1』です。

問題 40

決算書の分析に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総資本経常利益率は、「売上高経常利益率×総資本回転率」の算式で表すことができる。
2. 固定比率は、設備投資等の固定資産への投資が、自己資本によってどの程度賄われているかを判断するための指標であり、一般に、この数値が高い方が財務の健全性が高いと判断される。
3. 自己資本比率(株主資本比率)は、総資産に対する自己資本(株主資本)の割合を示したものであり、一般に、この数値が低い方が財務の健全性が高いと判断される。
4. 損益分岐点売上高は、「(変動費+固定費)÷限界利益率」の算式によって求めることができる。

【答え】

1.適切。総資本経常利益率とは、企業の経常的な活動による業績の良し悪しを示すもので、総資本に対して、利益がどの程度生まれたかを見ます。

式は「 $\text{売上高経常利益率}(\text{経常利益} \div \text{売上高}) \times \text{総資本回転率}(\text{売上高} \div \text{総資本})$ 」

2.不適切。固定比率とは、自己資本に対する固定資産割合のことです。

式は「 $\text{固定資産} \div \text{自己資本} \times 100$ 」

固定比率が低いほど、財務の健全性が高いと判断されます。

3.不適切。自己資本比率とは、総資本のうちのどの程度が自己資本でまかなわれているかを示す指標で、数値が高いほど負債の割合は低く、財務の健全性は高いと判断できます。

4.不適切。損益分岐点とは、利益が出ているか、赤字か黒字かを判断するもので、式は、

式 $\text{固定費} \div \{1 - (\text{変動費} \div \text{売上高})\}$

従って、答えは『1』です。

問題 41

土地の価格に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.地価公示の公示価格の価格判定の基準日は、毎年7月1日である。
- 2.都道府県地価調査の基準地は、地価公示の標準地と同じ地点に設定されることはない。
- 3.相続税路線価は、地価公示の公示価格の80%を価格水準の目安として設定されている。
- 4.固定資産課税台帳に登録する土地の価格は、都道府県知事が決定する。

【答え】

1. 不適切。公示価格の基準日は毎年1月1日です。国土交通省が決定機関となっており、3月下旬が公表日となっています。
2. 不適切。都道府県が地価調査する基準地と地価公示の標準地は同じ地点に設定されることもあり、基準値標準価格として、基準日7月1日、9月下旬に公表日となります。
3. 適切。国税庁が7月1日公表の相続税路線価は、公示価格の80%を目安として設定されています。基準日は1月1日です。
4. 不適切。固定資産課税台帳とは3年に1度の見直しで、3月または4月に市町村が発表します。評価割合は公示価格の70%です。

従って、答えは『3』です。

問題 42

宅地建物取引業法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、買主は宅地建物取引業者ではないものとする。

1. 専属専任媒介契約の有効期間は、3ヵ月を超えることができず、これより長い期間を定めたときは、その期間は3ヵ月とされる。
2. 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、所定の期間内に当該専任媒介契約の目的物である宅地または建物に関する一定の事項を指定流通機構に登録しなければならない。
3. 宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買契約を締結したときは、当該買主に、遅滞なく、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
4. 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地の売買契約の締結に際して、代金の額の10分の2を超える額の手付を受領することができない。

【答え】

1.適切。不動産業者との媒介契約について、「一般媒介契約」、「専任媒介契約」、「専属専任媒介契約」があり、「一般媒介契約」は契約の有効期間はなく、「専任媒介契約」、「専属専任媒介契約」ではそれぞれ3ヶ月となっています。

2.適切。専任媒介契約では契約の締結により、業者側は7日以内に指定流通機構への物件登録の上、2週間に1度、依頼者への業務報告が義務づけられている。

3.不適切。宅地建物取引業者は、当該買主に対して、契約締結前に、重要事項を記載した書面を交付して、宅地建物取引士が説明しなければなりません。

4.適切。宅地建物業者が自ら売主となる売買契約の場合、宅建業法により、手付けの額は代金の10分の2(20%)を超えてはいけません。

従って、答えは『4』です。

問題 43

不動産の売買契約における民法上の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

- 1.買主に債務の履行遅滞が生じた場合、売主が契約を解除するためには、相当の期間を定めて履行の催告をしなければならない。
- 2.買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が契約の履行に着手するまでは、売主は、受領した手付金の倍額を買主に償還することにより、契約を解除することができる。
- 3.土地の売買契約において、その土地の登記記録の面積と実測面積とが相違していても、その面積の差に基づく売買代金の増減精算は行わないという旨の特約は、有効である。
- 4.売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、売主は、その瑕疵があることについて故意または重大な過失があるときに限り、買主に対して瑕疵担保責任を負う。

【答え】

1.適切。買主に債務の履行遅滞が生じた場合に、まず**相当の期間を定めて、履行の催告**を行います。

期限内に履行がない場合には契約の解除が可能です。

2.適切。不動産契約の解約手付金について、買主が売主へ解除を申し出る場合には、**買主は手附金を放棄**すること。

売主側から買主側へ解除を申し出る場合には、**売主は買主に手付金の2倍の金額を渡す**ことで、契約を解除することが出来ます。

3.適切。土地の売買契約において、実測売買(実際に土地面積を測定)と公簿売買(登記簿上の面積を参照)があり、公簿売買ではその面積の差に基づく売買代金の増減精算は行わないという旨の特約は、**有効です**。

4.不適切。売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、**売主は瑕疵担保責任**を追います。

また、買主は瑕疵を**知った日から1年**以内であれば損害賠償や、契約の解除を売主に申し入れることが可能です。

従って、答えは『4』です。

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法における定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。

1. 定期借家契約は、公正証書によって締結しなければならない。
2. 普通借家契約において存続期間を10ヵ月と定めた場合、期間の定めのない建物の賃貸借とみなされる。
3. 期間の定めがある普通借家契約において、賃借人が更新拒絶の通知をするためには、正当の事由が必要である。
4. 定期借家契約は、契約当事者の合意があっても、存続期間を6ヵ月未満とすることはできない。

【答え】

1.不適切。定期借家契約では書面によって契約しますが、公正証書ではなくても締結可能です。

2.適切。普通借家契約において契約の存続期間は1年以上となっており、1年未満の契約期間は「期間の定めのない建物の賃貸借」とみなされます。

3.不適切。期間の定めのある普通借家契約において、貸主は正当な事由なく、更新の拒絶はできません。期間の定めのない契約の場合には、貸主が6ヶ月前に正当な事由をもって通知することで、解約が可能です。

4.不適切。定期借家契約では1年未満であっても契約が可能です。契約当事者の合意があれば6ヶ月未満でも可能です。

従って、答えは『2』です。

問題 45

都市計画法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.都市計画区域内において、用途地域が定められている区域については、防火地域または準防火地域のいずれかを定めなくてはならない。
- 2.都市計画法の規定によれば、市街化調整区域は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。
- 3.分筆は、その行為が建築物の建築または特定工作物の建設を目的としていなくても、都市計画法上の開発行為に該当する。
- 4.土地区画整理事業の施行として行う開発行為には、都道府県知事等の許可を必要としない。

【答え】

- 1.不適切。建物が密集することにより、火災の発生率が高くなることから、防火地域、準防火地域を指定し、一定の制限を設けるのですが、他にも指定のない「無指定地域」もあります。
- 2.不適切。都市計画区域として、「市街化区域」と「市街化調整区域」に分かれており、「市街化区域」とは既に市街地を形成している地域で、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。「市街化調整区域」とは市街化を抑制する地域のことです。
- 3.不適切。都市計画法上の開発行為として、建築物の建築、特定工作物の建築等、一定の開発行為のことで、土地の分筆は開発行為には該当しません。
- 4.適切。都市計画法上の開発行為には都道府県知事の許可が必要ですが、土地区画整理事業の施行として行う開発行為には市街化区域、市街化調整区域等を問わず、開発許可は不要です。

従って、答えは『4』です。

問題 46

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 前面道路の幅員が12m以上である敷地に耐火建築物を建築する場合、その建築物の容積率の上限は、都市計画において定められた容積率の数値に20%を加算した値となる。
2. 建築物の高さに係る道路斜線制限は、すべての用途地域において適用される。
3. 第二種低層住居専用地域においては、高さが9mを超える建築物を建築することはできない。
4. 建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合、原則としてその敷地の全部について、敷地の過半の属する地域の規制が適用される。

【答え】

1. 不適切。容積率の上限で、前面道路の幅員が12m以上ある場合には指定容積率が限度です。
12m未満の場合では指定容積率、もしくは住居系か、その他用途地域かによって、
住居系用途地域 前面道路の幅員 $\times 4/10$
その他用途地域 前面道路の幅員 $\times 6/10$
にて、求めた上、指定容積率と比べて小さい方が、容積率の上限となります。
2. 適切。道路斜線制限とは、道路の日当たりや、風通しに支障のないように、建物の高さを規制するもので、全ての用途地域で適用されます。
3. 不適切。第1種、および第2種低層住居専用地域内の建築物の高さは、原則として10m、または12mとなっています。
4. 不適切。建物が防火地域と、準防火地域の両方にまたがって建築されている場合には、防火地域の規制が適用されます。

従って、答えは『2』です。

問題 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、規約による別段の定めについては考慮しないものとする。

- 1.共用部分に対する各区分所有者の共有持分は、各共有者が有する専有部分の床面積の割合による。
- 2.区分所有者は、全員で、区分所有建物ならびにその敷地および附属施設の管理を行うための団体（管理組合）を構成することとされている。
- 3.敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。
- 4.区分所有建物の建替えは、集会において、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数により、その旨の決議をすることができる。

【答え】

1. 適切。共有者は共有物を時分に応じて使用することが可能ですが、共有時分は専有部分の床面積の割合で決まります。
2. 適切。区分所有者となった場合には、特に手続きもなく管理組合の構成員となり、任意に脱退などもできません。
3. 適切。原則として区分所有権と敷地利用権は分離して処理することができません。
ただし、規約で別段の定めをすれば、分離処理が可能となります。
4. 不適切。建物の建て替えに必要な賛成数は区分所有者と議決権の4/5以上が必要です。
規約の設定や、変更、廃止などでは3/4以上となります。

従って、答えは『4』です。

問題 48

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となる価格は、原則として、毎年度において評価替えが行われる。
- 2.都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として、市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して課される。
- 3.固定資産税の納税義務者は、年の中途にその対象となる固定資産を売却した場合であっても、その年度分の固定資産税の全額を納付する義務がある。
- 4.地方税法において、固定資産税における小規模住宅用地(住宅用地で住宅1戸当たり200m²以下の部分)の課税標準については、課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例がある。

【答え】

- 1.不適切。固定資産税の評価額は3年に1度、市町村によって評価替えが行われます。評価割合としては70%です。
- 2.適切。都市計画税とは、都市計画事業等の費用を目的とし、市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して、市町村が課税する目的税です。
- 3.適切。固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日に固定資産課税台帳に所有者として登録されている人で、途中で固定資産を売却したとしても、納税の義務があります。
- 4.適切。住宅用地の課税標準の特例として、小規模住宅用地(200㎡以下の部分)は標準課税×1/6、一般住宅用地(200㎡以上の部分)は課税標準×1/3に軽減する特例です。

従って、答えは『1』です。

問題 49

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除(以下「3,000万円特別控除」という)と 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(以下「軽減税率の特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1.3,000万円特別控除は、居住用財産を居住の用に供さなくなった日の属する年の翌年12月31日までに譲渡しなければ、適用を受けることができない。

2.3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日 において10年を超えていなければ、適用を受けることができない。

3.軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日において10年を超えていなければ、適用を受けることができない。

4.3,000万円特別控除と軽減税率の特例は、重複して適用を受けることができない。

【答え】

1.不適切。3,000万円特別控除の適用要件は、居住用財産を居住の用に供さなくなった日から3年経過後の12月31日までに譲渡していることで適用されます。

2.不適切。3,000万円特別控除の適用要件では居住用財産の所有期間を問うものではありません。

「居住用財産の軽減税率の特例」では、所有期間が譲渡した年の1月1日から10年以上の居住用財産について、3,000万円控除後の金額(6,000万円以下)について、14%の軽減税率の適用が受けられます。

3.適切。「居住用財産の軽減税率の特例」では、所有期間が譲渡した年の1月1日から10年以上の居住用財産について、3,000万円控除後の金額(6,000万円以下)について、14%の軽減税率の適用が受けられます。

4.不適切。「居住用財産の軽減税率の特例」とは、3,000万円特別控除後の値段から、さらに軽減税率を受けられるものなので、併用可能です。

従って、答えは『3』です。

問題 50

土地の有効活用の手法等の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.等価交換方式を活用すれば、土地所有者は、建設資金を負担することなく、出資割合に応じて、建設された建物の一部を取得することができる。
- 2.建設協力金方式は、建設する建物を借り受ける予定のテナント等から、建設資金の全部または一部を借り受けて建物を建設する方式である。
- 3.事業受託方式を活用すれば、受託者であるデベロッパー等に建物等の建築計画の策定から完成後の管理運営までの事業に必要な業務を任せることができるため、土地所有者の当該業務の負担が軽減される。
- 4.定期借地権方式では、土地を一定期間貸し付けることによる地代収入を得ることができ、借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は土地所有者となる。

【答え】

1. 適切。等価交換方式とは、土地の所有者が土地開発業者(デベロッパー)へ、自らの土地を提供し、デベロッパーが建設した建物の一部を取得することができます。

2. 適切。建設協力金方式とは、予め入居予定のテナントより、保証金(建設協力金)を預かって、土地の所有者が建物の建築を行うことです。

3. 適切。事業受託方式とは、土地開発業者(デベロッパー)に土地活用を一任してしまうことです。土地所有者は業務負担が軽減されることが可能です。

4. 不適切。定期借地権方式とは、一定期間に定期借地権を定めて、他者へ土地を貸すことです。

借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は借地権者になります。

従って、答えは『4』です。

問題 51

親族等に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 親族の範囲は、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族である。
2. 特別養子縁組が成立した場合、原則として養子と実方の父母との親族関係は終了する。
3. 相続人が被相続人の子である場合、実子と養子の別なく、原則として各自の相続分は同等であるが、嫡出でない子の相続分は、嫡出子の2分の1である。
4. 直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があるが、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

【答え】

1. 適切。民法より、親族の範囲は六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族と決まっています。
2. 適切。特別養子縁組とは、養父母が決まった場合には、実父母との親子関係は断絶しなければならないため、特別養子縁組が成立した場合には実父母との親族関係は終了します。
3. 不適切。養子、実子、嫡出子、非嫡出子の法定相続分は対等です。
4. 適切。民法877条より、直系血族及び、兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。と、されていますが、877条の2項より、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。と明記されています。

従って、答えは『3』です。

問題 52

贈与税の課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 契約者(=保険料負担者)が母、被保険者が父、保険金受取人が子である生命保険契約において、父の死亡により子が受け取った死亡保険金は、子が母から贈与により取得したものとして贈与税の課税対象となる。
2. 子が、父の所有する土地を使用貸借によって借り受けて、その土地の上に自己資金で建物を建築して自己の居住の用に供した場合には、子が父から借地権相当額を贈与により取得したものとして、贈与税の課税対象となる。
3. 父が、その所有する土地の名義を無償で子の名義に変更した場合には、原則として、子が父からその土地を贈与により取得したものとして、贈与税の課税対象となる。
4. 離婚による財産分与として取得した財産は、その価額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額等を考慮して社会通念上相当な範囲内である場合、原則として、贈与税の課税対象とならない。

【答え】

1.適切。契約者、被保険者、保険金受取人がすべて異なる生命保険契約においては、贈与税の課税対象です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	・所得税 ・住民税 ・一時所得
A	B	C	贈与税

※備考、

2.不適切。使用貸借として、無償で土地を貸したことになり利害関係もないことから、土地の使用貸借に係る使用権の価額はゼロとして扱い、贈与税はかかりません。

3.適切。親の名義で所有している土地を、無償で子の名義へ変更した場合には、親から子への贈与となるため、贈与税の課税対象です。

4.適切。離婚による財産分与では、離婚した後の生活保障や、夫婦の財産関係の清算のため、給付を受けたものと考えられるため、贈与税の対象ではありません。

従って、答えは『2』です。

問題 53

贈与税の計算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.父と母のそれぞれから同一の年において財産の贈与を受け、いずれの贈与についても暦年課税の適用を受けた場合の贈与税額の計算においては、贈与税の課税価格から基礎控除額として最高220万円を控除することができる。
- 2.贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合の贈与税額の計算においては、贈与税の課税価格から基礎控除額を控除することができない。
- 3.相続時精算課税制度を選択した場合、特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る贈与税額の計算上、贈与税の税率は、贈与税の課税価格に応じた超過累進税率である。
- 4.相続時精算課税制度を選択した場合における贈与税額の計算において、贈与税の課税価格から控除する特別控除額は、特定贈与者ごとに累計で2,500万円である。

【答え】

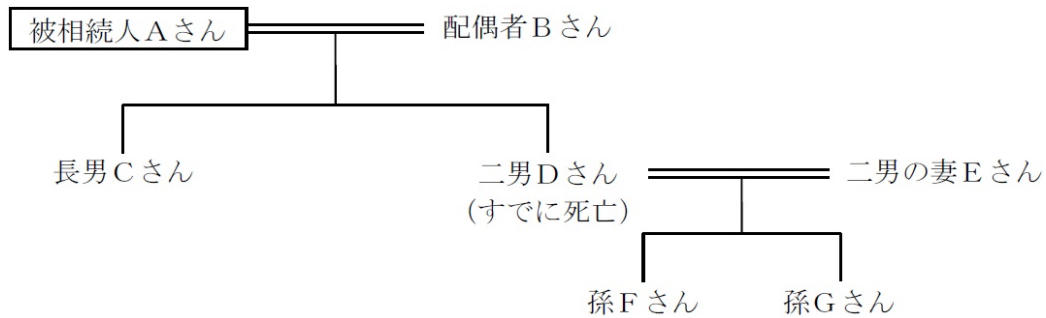
- 1.不適切。暦年課税の適用を受けた場合、毎年一定額までの贈与は非課税となります。一人当たりの控除額は、年間110万円で、複数人から贈与があった場合には、贈与された財産の合計額から基礎控除額の110万円を控除して計算されます。
- 2.不適切。贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合には、最高2,000万円までが控除となり、更に、基礎控除の110万円とも併用が可能です。
- 3.不適切。相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与財産の合計額から、特別控除額(上限2,500万円)を控除した後、上限を超えた部分について、一律20%の税率で課税されます。
- 4.適切。相続時精算課税制度を選択した場合の、贈与税の特別控除額は贈与財産の合計額から、特別控除額(上限2,500万円)を控除した後、上限を超えた部分について、一律20%の税率で課税されます。

従って、答えは『4』です。

問題 54

下記〈親族関係図〉において、Aさんの相続に係る民法上の相続人およびその相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、DさんはAさんの相続開始以前にすでに死亡している。

〈親族関係図〉



1. 配偶者Bさん $1/2$ 、長男Cさん $1/2$
2. 配偶者Bさん $1/2$ 、長男Cさん $1/4$ 、二男の妻Eさん $1/4$
3. 配偶者Bさん $1/2$ 、長男Cさん $1/4$ 、孫Fさん $1/8$ 、孫Gさん $1/8$
4. 配偶者Bさん $1/2$ 、長男Cさん $1/6$ 、孫Fさん $1/6$ 、孫Gさん $1/6$

【答え】

1. 不適切。相続人が配偶者、子の場合には、妻 $1/2$ 、子 $1/2$ となりますが、相続人となる子が既に死亡、欠格、廃除などにより、相続権がなくなっている場合には代襲相続といって、その人の孫が相続することが可能です。

子の相続分、 $1/2$ を長男と均分したことで息子2人の相続分は $1/4$ となり、更に二男Dさんの相続分 $1/4$ を孫2人で均分する事で孫は $1/8$ を相続することになります。

2.不適切

3.適切

4.不適切

従って、答えは『3』です。

問題 55

民法で規定する相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続の放棄をしようとする者が一人でもいる場合は、相続の開始があったことを知った時から原則として3ヵ月以内に、共同相続人全員が、家庭裁判所に対して、相続の放棄をする旨を申述しなければならない。
2. 推定相続人が相続の開始前に相続の放棄をしようとする場合は、家庭裁判所に対してその旨を申述して許可を受ける必要がある。
3. 限定承認をしようとする場合、相続の開始があったことを知った時から原則として3ヵ月以内に、その旨を家庭裁判所に相続人全員が共同して申述しなければならない。
4. 相続人が相続の放棄をした場合、放棄をした者の子が、放棄をした者に代わって相続人となる。

【答え】

1.不適切。相続の**放棄をする場合**には、相続の開始があったことを知った時から原則として**3ヵ月以内に、家庭裁判所へ申し出なければなりません**が、放棄の場合には**単独**で行うことが**可能**です。

また、被相続人の資産の範囲内で、負債を継承する『**限定承認**』を行う場合には、相続人全員が家庭裁判所へ相続の開始があったことを知った時から原則として**3ヵ月以内**に、申し出なければなりません。

2.不適切。被相続人が**生存中**の相続の**放棄**は、することが**できません**。

3.適切。『**限定承認**』を行う場合には、相続人全員が家庭裁判所へ相続の開始があったことを知った時から原則として**3ヵ月以内**に、申し出なければなりません。

4.不適切。**代襲相続**では相続人となる人が**死亡、欠落、廃除**によって、相続権がなくなった場合に行われるものですので、**放棄した場合には適用されません**。

従って、答えは『3』です。

問題 56

相続税の非課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.業務上の死亡による死亡退職金の非課税限度額は、被相続人に係る賞与以外の普通給与の3年分相当額である。
- 2.相続の放棄をした者が受け取った死亡保険金については、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができない。
- 3.死亡保険金の非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」の算式により計算した金額である。
- 4.相続人が、相続または遺贈により取得した財産のうち、相続税の申告期限までに国に寄附(贈与)した財産の価額は、原則として、相続税の課税価格に算入されない。

【答え】

1.不適切。死亡手当金(死亡退職金)は、支給される金額が、被相続人の死亡後3年以内に確定したものは、相続税の課税対象となります。死亡退職金の非課税限度額については、法定相続人の数によって決まります。

式 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

また、死亡に伴い受け取った弔意金については、基本的に課税対象ではありませんが、「業務上の死亡で、被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額」、「業務上の死亡でない場合で、被相続人の普通給与の半年分に相当する額」であった場合には、相続税の課税対象となります。

2.適切。相続を放棄した人が、死亡保険金を受け取った場合には法定相続人とみなされないため、非課税金額の適用はされません。

3.適切。死亡退職金の非課税限度額については、法定相続人の数によって決まります。

式 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

4.適切。相続により取得した財産を国に寄附(贈与)した場合、相続税の課税価格には算入されません。(非課税)

従って、答えは『1』です。

問題 57

相続税の申告と納付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.相続税の計算において、「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けると配偶者の納付すべき相続税額が0(ゼロ)となる場合、相続税の申告書を提出する必要はない。
- 2.相続税を金銭で納付するために、相続により取得した土地を譲渡した場合、その譲渡に係る所得は、所得税の課税対象とならない。
- 3.期限内申告書に係る相続税の納付は、原則として、相続人がその相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内にしなければならない。
- 4.相続税は金銭により一時に納付することが原則であるが、それが困難な場合には、納税義務者は、任意に延納または物納を選択することができる。

【答え】

- 1.不適切。「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けた場合には、納付すべき相続税額が無い場合であっても、**軽減の適用を受け、ゼロになった**ことを申告する必要があるので、申告書を提出しなければいけません。
- 2.不適切。相続により取得した土地であっても、**土地を譲渡した場合**には、**譲渡所得**として所得税の課税対象です。
- 3.適切。期限内申告書に係る相続税の納付では、相続の開始があったことを知った日の**翌日から10ヵ月以内**にしなければいけません。
- 4.不適切。金銭での一括納付が難しい場合には延納が認められています。
更に、延納によっても金銭納付が難しい場合には物納も可能で、**任意でどちらかを選択できるものではありません。**

従って、答えは『3』です。

問題 58

相続税における宅地の評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、それぞれの評価において用いる路線価および倍率は、いずれも路線価図に公表されている。
2. 路線価方式における路線価とは、路線に面している標準的な宅地の 3.3m^2 当たりの価額である。
3. 宅地の評価方法として、路線価方式と倍率方式のうち、どちらの方式を採用するかについては、納税者が任意に選択することができる。
4. 倍率方式とは、宅地の固定資産税評価額に国税局長が一定の地域ごとに定めた倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式である。

【答え】

1.不適切。「倍率方式」とは、市街地以外の、路線価が定められていない農村部や郊外地にある宅地の評価方法で、「路線価方式」とは、市街地にある宅地の評価方法です。宅地の面する道路ごとに 1m^2 あたりの路線価に基づいて計算します。

評価において用いる路線価および倍率は、国税庁の路線価図・評価倍率表に公表されています。

2.不適切。路線価方式における路線価とは、市街地にある宅地で、道路に面している宅地の 1m^2 辺りの評価額を計算します。

3.不適切。路線価方式と、倍率方式は任意で選択できるものではなく、国税庁長官によって決定されます。

4.適切。倍率方式とは、市街地以外の宅地の固定資産税評価額に国税局長が一定の倍率を乗じて計算されるものです。

従って、答えは『4』です。

問題 59

下記〈資料〉に基づき、賃貸の用に供しているマンション(家屋)の相続税評価額として、最も適切なものはどれか。

〈資料〉マンションの概要

マンションの家屋の固定資産税評価額:10,000万円

借地権割合: 70%

借家権割合: 30%

賃貸割合 :100%

1. 2,100万円
2. 3,000万円
3. 7,000万円
4. 7,900万円

【答え】

1.不適切。家屋の相続税評価額の求め方は、
式 借家の評価額=自用家屋評価額×(1-借家権割合×賃貸割合)
ですので、10,000万円×(1-30%×100%)=7,000万円

2.不適切。

3.適切。

4.不適切。

従って、答えは『3』です。

問題 60

平成30年中に開始する相続に係る相続税および平成30年中の贈与に係る贈与税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.被相続人の課税遺産総額に、その法定相続人の法定相続分を乗じた金額が6億円を超える場合、その超える部分に係る相続税の税率は最高税率の55%である。
- 2.平成30年1月1日において20歳以上の孫が、祖父から平成30年中に財産の贈与を受け、暦年課税の適用を受けた場合の贈与税額は、特例税率(特例贈与財産に適用される税率)を適用して計算する。
- 3.「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合でも、所定の要件を満たしていれば、相続時精算課税の適用を受けることができる。
- 4.「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」における非課税拠出額の限度額は、受贈者1人につき1,500万円である。

【答え】

1. 適切。相続税の税率は法定相続分に応じた所得金額に応じて10%から55%の8段階の税率があり、法定相続分を乗じた金額が6億円を超える場合には、最高税率の55%となります。
2. 適切。直系尊属(祖父母や父母)から、20歳以上の子や孫などへ財産が贈与された場合には特例贈与財産として、一般税率より低い特例税率が適用されます。
3. 適切。「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」とは、非上場株式等の受贈者が、一定の要件のもとに、その贈与者が死亡するまで、納税を猶予する制度で、相続時精算課税との併用も可能です。

4.不適切。直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例では、適用対象者を**20歳以上、50歳未満を対象**に、結婚に伴う支出、住居、引っ越しに要する費用、妊娠、出産、子供の保育料や医療費に要する者を対象として非課税とし、限度額は受贈者1人につき**1,000万円**となっています。(結婚費用については**300万円**)

『法改正』

■結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

『改正内容』

●受贈者の所得要件

(★2019年4月1日以後の拠出から)

受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、本特例の適用を受けることができないようになりました。

※注意

非課税限度額は受贈者1人につき1,000万円は変更ありません。

本改正は、受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、適用できないという要件が追加されました。間違えないように!!

改正前	受贈者の所得は関係ありません。
↓	↓↓↓
改正後	受贈者の前年の合計所得金額1,000万円を超える場合は、本特例の適用を受けることはできません。

従って、答えは『4』です。